

～敬老祝会助成事業のご案内～ <案>

長年社会の発展に寄与してこられた高齢者（75歳以上の方）の長寿を自治会等でお祝いすることができるよう、地域の皆さんで高齢者をお祝いする会に対し下記の内容で助成します。ぜひご活用ください。

《事業内容》

【対象事業】

7月～11月中に実施する地域交流を目的とした敬老祝会

【対象団体】

自治会・町内会・コミュニティ協議会



【対象者】

お祝いされる人：市内に居住されている75歳以上の方
（会への参加予定者、会に参加できない方）
会運営に携わる方：自治会役員、地域の子ども会等

【助成対象経費】

敬老祝会に係る経費（事務経費、会場費、会場で出される飲食代（アルコールは対象外）・祝い品代等）

【助成額】

会に参加する方：1人1,000円の助成
会に参加できない方：1人500円の助成
会運営に携わる方：1人1,000円（上限10,000円）の助成

【申請方法】

北区健康福祉課高齢介護係へ（北出張所・濁川連絡所・南浜連絡所も可）

- ① 申請書を提出（5月1日～6月30日まで）
- ② 事業実施後、必要書類提出
（実績報告書、開催案内文章（チラシ等）領収書、振込通帳の写し（表紙と1枚目））を提出
- ③ 助成金は後日支払い（1月下旬を予定）

【注意事項】

- ① 予算の範囲内で実施しているため、ご希望される場合は、お早めにご相談ください。
- ② 敬老祝会を実施するにあたり、他（市および社会福祉協議会など）の補助金との併用はできません。（㊦ 地域交流活動助成（サロン助成）との併用不可）
- ③ 会に参加できない方への助成は、平成30年度のみとなります。

【お問い合わせ先】

北区健康福祉課高齢介護係 担当：野沢
電話：025-387-1325，FAX：025-387-1020

→裏面の注意事項もご覧ください。

敬老祝会助成事業についての注意事項

◆ 75歳未満の方は年齢に関わらず何名参加しても構いません。

★ 複数自治会での開催も可能です。申請自治会は、代表自治会名となります。

◆ 祝会を開催したうえで、その他にやむを得ない理由（身体的な理由等で会へ参加したくてもできない方）で参加できない75歳以上の方へ贈呈を行う場合、贈呈品も対象となります。

★ 祝会で配布する祝品、会に参加できない75歳以上の方へ贈呈代は対象となりますが、現金等は対象外となります。

例) ○ 対象となるもの：紅白まんじゅう お赤飯 ハンカチ、タオル

× 対象とならない：現金 図書カード 商品券 アルコール、市の商品券

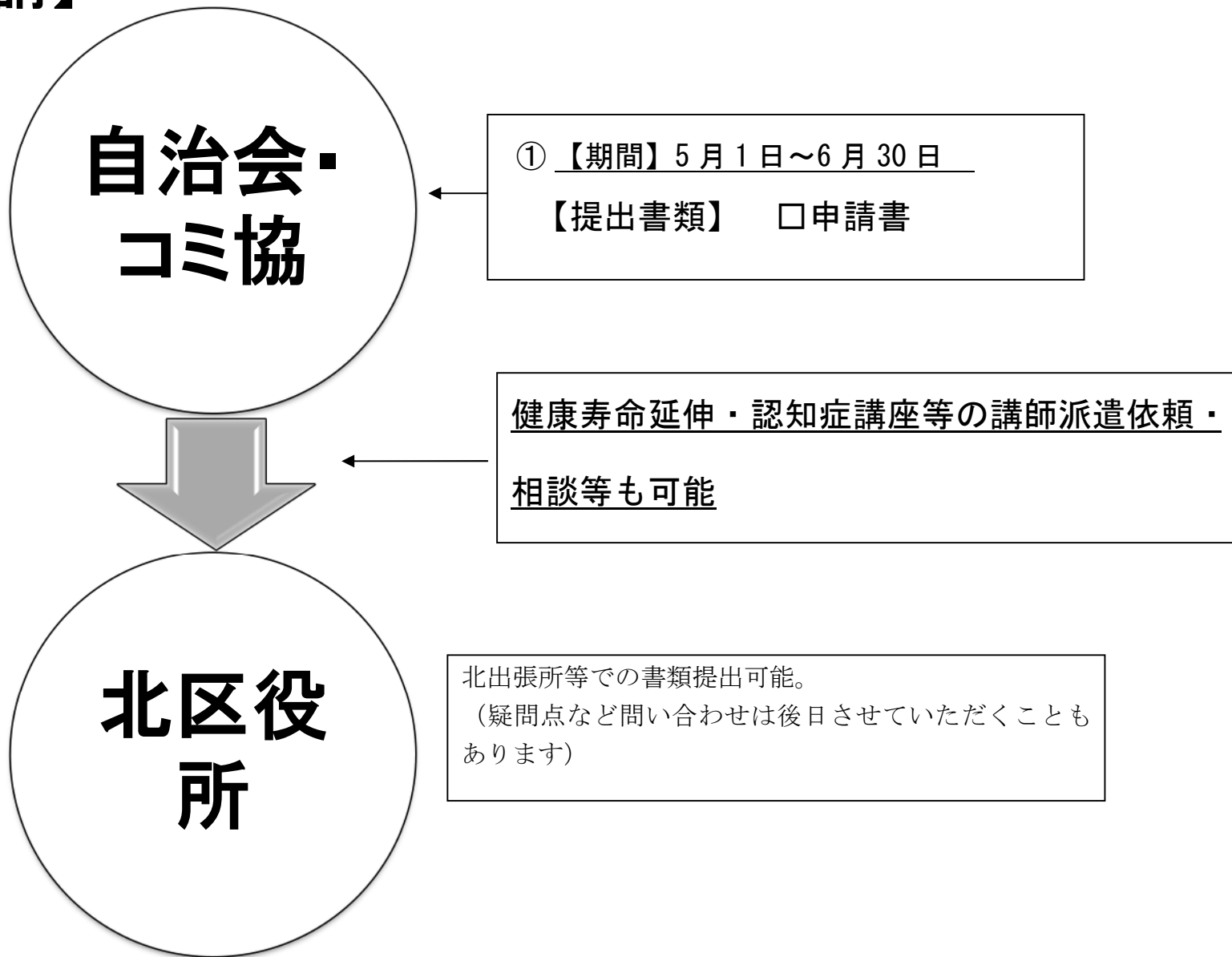
◆ 歌謡、落語、講話などの講師に謝礼をお渡しする場合も、領収書が必要となります。
領収書（様式自由）に記名・捺印をお願いしてください。

★ 開催場所は、新潟市内で実施した場合のみ対象となります。

新潟市外で実施の場合は対象外となります。

日帰り温泉等で実施される場合についても市外での実施の場合は対象外となります。

【申請】



【報告】

